

～航空局からのお知らせ～

[2024年7月26日]

★8月8日より、航空機の離陸順序（No. 1、No. 2等）に関する情報提供を再開します

本年1月2日に東京国際空港で発生した航空機衝突事故を受け、当面の措置として、航空機の離陸順序を示す情報（No. 1、No. 2等）の提供を停止されていたところです。

一方で、事故発生後に設置された「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」が、6月24日に発表した「中間取りまとめ」において、離陸順序に関する情報提供は他機の状況等を把握するために有益であるなどのことから、情報提供する際の留意事項を管制官やパイロットに周知徹底した上で、情報提供の停止を解除することを検討すべきとされたところです。

今般、管制官及びパイロットが留意すべき事項を周知した上で、8月8日より情報提供を再開することとしましたので、お知らせします。

これまでも安全運航のための基本動作及び手順等の徹底をお願いしているところですが、今般の航空機の離陸順序を示す情報提供の停止の解除を踏まえ、特に以下の点について再確認いただき、安全運航の確保に万全を期すようお願いいたします。

■パイロットが離陸順序の情報提供等を受ける際の留意事項

1. 管制官からは、航空機の離陸順序を示す情報（No. 1、No. 2等）が提供されることがあるが、その場合であっても、滑走路進入には、次の4つの許可又は指示のいずれかが必要なこと。

- (1) ”Cleared for take-off”（離陸許可）
- (2) ”Cross runway”（滑走路横断指示）
- (3) ”Line up and wait”（滑走路路上における待機指示）
- (4) ”Taxi via runway/Backtrack runway”（滑走路路上の地上走行指示）

2. 基本動作の徹底及びAIP ENR 1.5の「1.9 復唱要領」に従った管制承認、管制指示又は管制許可を受けた場合における確実な復唱を含む安全運航のための手順等を改めて徹底すること。

3. 管制官からの許可や指示について、的確に把握するよう努めた上で、その内容に疑問がある場合には、管制官に対して確認を行うこと。

4. 滑走路進入時及び着陸進入時において、特に注意して外部監視を行うこと。

プレスリリース URL は下記のとおりです

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku14\\_hh\\_000015.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku14_hh_000015.html)

※上記留意事項について、AIS JAPAN（電子版：<https://aisjapan.mlit.go.jp/Login.do>）に航

空情報サーキュラー（AIC）が掲載されております。

「Nr 018/24\_滑走路誤進入を防止するための基本動作及び手順等の徹底について」

※本メールは7月26日（金）時点で航空局へ電子メールアドレスを登録頂いている操縦士の皆様にお送りしております。

※これまで配信したメールマガジンは、こちらから確認できます。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000012.html#backnumber](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html#backnumber)

※メールアドレス変更や配信停止の場合は、お手数ですが本メールに返信する形でご連絡をお願いいたします。

---

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111

小型航空機安全対策係（内線 50135）

特定操縦技能審査担当（内線 50136）

～X(旧 Twitter)もやっています～[https://twitter.com/mlit\\_kogataki](https://twitter.com/mlit_kogataki)

---